

いじめ防止基本方針

令和8年 4月改訂

札幌市立北の沢小学校

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、「人権侵害行為」であり、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」という基本認識をもち、本校の児童一人一人が生き生きと学校生活を送ることができる学校を作るために、「札幌市立北の沢小学校 いじめ防止基本方針」を定めます。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 1 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気を作る。
- 2 児童への肯定的な理解をベースにし、児童一人一人の教育的ニーズに応じた支援・教育活動を推進する。
- 3 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築き、児童の変化を見逃さない。
- 4 いじめを早期に発見し、適切な指導を行い当該児童の安全を保証するとともに、組織で対応し早期解決に努める。
- 5 いじめの防止に係る取組について、保護者・地域及び関係機関との理解及び連携・協力を努める。

1 いじめとは

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

【いじめ防止対策推進法第2条 より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の的確な「早期対応」に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～④はいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。
- ②いじめは発見しにくく、いじめられる側に問題があるという誤った見方は排除しなければなりません。
- ③いじめは場合によっては犯罪行為に該当し、教職員や家庭教育の在り方も問われる重要な問題です。
- ④いじめの解決には、学校・家庭・地域社会などすべての関係者が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

II 学校におけるいじめの未然防止等のための取組

「いじめが起らない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止が最も重要と考えます。そのために、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいきます。

1 子どもや学級の実態を把握し教職員間で共有

子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑ったり感動したりする等の場を共有し、その中で、子どもたちの様子、些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量っていくことを大切にします。

《実態把握の視点》

- ・日常的な指導や会話、様子の観察から
- ・児童・保護者との個別面談やアンケート調査から
- ・進級や中学校進学、転学の際のいじめに関する記録の相手校への適切な引継から

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

子どもが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」、「自己肯定感」を感じとれる「心の居場所づくり」を行うことを大切にします。教育的な愛情をもち温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもに自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑え、未然防止につなげていきます。

- 教職員の一挙手一投足が子どもたちのよきモデルとなることを強く意識し、信頼されるに足るよう努める。
- 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していく。
- 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを大切にする。「友達から認められている」「人の役に立っている」という経験を通し、児童に自己肯定感を育むことができるよう、教職員が積極的に温かい言葉掛けを行っていく。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育む

人権尊重の精神の涵養と、思いやりの心を育む道徳教育の充実を図り、豊かな心を育成していきます。

《人間尊重の教育の充実》

子ども自身が、自分のよさや可能性を認識すると同時に、自分以外のあらゆる他者を価値ある存在として尊重する態度を育みます。互いのよさや可能性を認め合える相互承認の感度を高め、互いの違いを肯定的に受け止めながら、多様性への意識も醸成していきます。

《道徳教育の充実》

いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。教材や資料を通して、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげていきます。

4 保護者や地域の人への働きかけ

懇談会等において、いじめに関わる状況、指導方針などの情報を基に意見交換する場を設けたり、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による周知を行っています。

Ⅲ 早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われることも少なくなく、潜在化しやすいことを認識し、些細なからかいの言葉や子どもの小さな変化を敏感に察知するなど、予兆の段階からいじめを見逃さないことが大切です。「いじめ見逃しゼロ」を実現するために、認知の段階から学級担任個人に委ねず組織的に顕在化させ、いじめ防止対策委員会を開き、保護者の方とも連携して情報収集を行っています。

1 早期発見のための手立て

○日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

健康観察アプリ『シャボテンログ』を効果的に活用し、授業中はもちろん、休み時間のグラウンドや体育館、給食、清掃時間等にも子どもの様子に目を配り、いじめの早期発見に努めます。学級担任だけに任せるのではなく、校長、教頭、担任外、養護教諭も観察から感じたことを日常的に伝え合い、子どもの些細な変化についてSCやSSWも含め情報共有します。

○観察の視点 ～集団を見る視点～

発達段階からみると、小学校中学年以降から小集団が形成し始め、発達の個人差も大きくなると考えられます。友達との関係性の中で自分の位置付けを意識し始め、いじめが発生しやすくなる時期でもあり、その発達時期をどのように過ごしてきたのか、どのような小集団があり、その中の人間関係がどうであるかを把握することを大切にし、気になる言動が見られた場合、早期に適切な指導を行い、関係修復にあたります。

○電話連絡・連絡帳の活用 ～対話から生まれる信頼関係～

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることを心掛け、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を早めに実施し、迅速に対応していきます。

○教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境づくりを目指します。また、アンケート実施後、児童と個別に面談を行うことや、保護者との教育相談等で情報を共有し、子どもの悩みの解決にあたります。

○いじめアンケート ～実施時の配慮～

市教委の「悩みやいじめに関するアンケート調査」に加え、『心の声』アンケート、本校学校評価のアンケートも実施します。その都度状況に応じて配慮し、聞き取り調査を行います。

2 相談しやすい環境づくり

子どもが、教職員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいることです。相談したことでいじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを認識し、相談しやすい環境づくりとともに、細心の注意を払って対応していきます。

本人からの訴え

- 「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という姿勢を伝えるとともに、手立てを講じ、心身の安全を保障することを大切にする。
- 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、傾聴する。

周りの子どもからの訴え

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心して相談できるよう関わる。

保護者からの訴え

- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃からの保護者との信頼関係を大切にする。
- 日頃から、保護者と子どものよいところや気になることを共有し、つながりを強めていく。

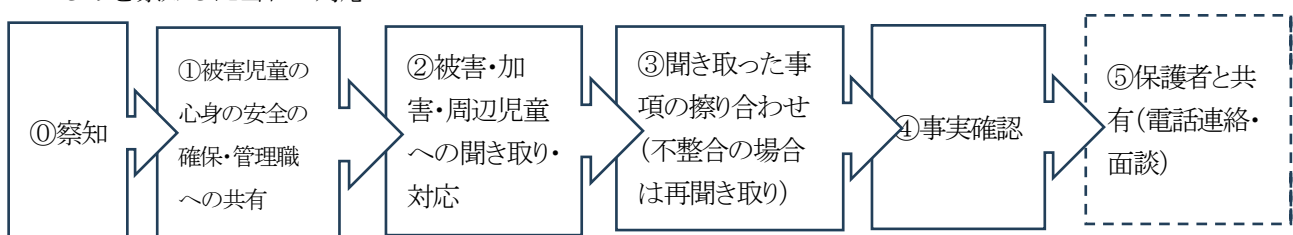
IV 早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときは、些細なことであっても軽視することなく、早期に適切な対応を行います。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、学年及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組み、継続的に見守っていきます。

1 いじめ察知当日の正確な事実確認の基本的な流れ

いじめにつながるような言動を認識した場合、その時に、その場で、その行為をやめさせるとともに、いじめの関係する子どもに適切な指導を行います。併せて、ただちに身近なブロック担任等の教職員、校長・教頭に共有し、「聞き取り」「学級対応」の各担当を編成（校長不在時には教頭が指揮）。できる限りその日のうちに組織的かつ精緻な聞き取りを速やかに行います。

<いじめを察知した当日の対応のフロー>



2 いじめが起きた場合の対応

いじめられた子どもへの対応

《子どもに対して》

- まず、つらい今の気持ちを受け入れ、心の安定を図り、事実確認をしていく。

《質問の例》

- ・〇〇さんと遊んでいたとき、どのようなことがありましたか？
- ・〇〇さんからどのようなことを言われましたか？/されましたか？
- ・どのように感じましたか？ ・誰かに相談しましたか？ ・今、どのようにしていますか？
- ・これから、どのようにしていきたいですか？

- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」、必ず解決できるという希望がもてるよう伝える。

《保護者に対して》

- 発見したその日のうちに、保護者に連絡または面談し、明らかになった事実関係、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の思いや不安な気持ちを受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。
- 家庭でも子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらうこと。

いじめた子どもへの対応

《子どもに対して》

- 気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。

《質問の例》

- ・〇〇さんと遊んでいたとき、どのようなことがありましたか？
- ・〇〇さんにどのようなことを言いましたか？/しましたか？
- ・なぜそのようなことをしたのですか？
- ・自分のしたことが、〇〇さんにどのような影響を与えたと思いますか？
- ・今、どのように感じていますか？ ・これから、どのようにしていきたいですか？

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させることに努める。

《保護者に対して》

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識していただき、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

《周りの子どもに対して》

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させることを大切にする。

継続した指導を図る

- いじめが解消したと見られる場合でも、複数の職員で引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を

継続的に行う。

- シャボテンログの毎日のチェック、個別の面談等で積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。
- いじめられた子どもがもつよさをほめたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻せるよう関わる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを再確認し、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、スマートフォン・タブレット・パソコン等を利用して、悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりすることです。また、オンラインゲーム上での悪口や誹謗中傷、仲間外れなどもいじめへとつながる可能性があり、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を重ねていくことが大切です。

1 ネット上のいじめの特殊性とそこに潜む危険性

先に述べたように、近年増えているとされる、児童生徒間の性的画像の流出事案は、匿名性が高く、SNS等で拡散しやすい性質を有しており、一刻を争う事態に発展する可能性があります。被害の拡大を防ぐため、関係機関(警察等)への相談や援助を求め、連携して対処する必要があると考えます。

●いじめにつながりかねないインターネット上での特殊性

◆匿名性の影響

インターネット上は匿名性が高いため、加害者は自分の行動が特定されにくいという安心感から、誹謗中傷や攻撃的な書き込みを安易に行う傾向があります。一方で、被害者はその書き込みが広く拡散されることで「周囲の全員が自分を攻撃している。」と感じるなど、心理的なダメージが非常に大きくなる可能性があります。

◆個人情報や画像の悪用

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、容易に加工や拡散されるため、誹謗中傷や嫌がらせの材料として悪用される危険性があります。これにより、被害者のプライバシーが侵害され、更なる精神的苦痛を引き起こすことがあります。

◆位置情報の流出リスク

スマートフォンで撮影した写真をインターネット上に公開すると、その写真に付加された位置情報(GPSデータ)によって自宅や学校などの場所が特定される危険性があります。これにより、利用者の安全が脅かされる可能性があります。

◆一度流出した個人情報は回収することが極めて困難であり、不特定多数の人々によって閲覧・拡散されるリスクがあります。このような状況は被害者に長期的な影響を及ぼし、精神的な負担を増大させます。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導に加え、家庭での指導も必要不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行えるようにしていきます。

学級懇談会、お便り等で保護者に伝えたい内容

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコン、タブレット、スマートフォン等を管理できるのは家庭であるという認識をもつこと。
- インターネットサイトやアプリケーション等、子どもが繋いだり使用したりしている内容を把握し、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に子どもが携帯電話を持つ必要性について十分に検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出

するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが発生しているという認識をもつこと。

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめと同様、またはそれ以上に子どもに深刻な影響を与えることを認識すること。
〈早期発見の観点から〉
- 家庭では、子どもがメールや書き込み等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたときは躊躇なく問い掛け、即座に学校へ相談してほしい。

情報モラルに関する指導

〈インターネットの特殊性を踏まえた指導内容〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度流出した情報は回収できないこと。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報、ウソの情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

VI いじめの防止等の対策のための組織

本校では、『いじめ防止対策委員会』を設置し、いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置に組織的に対応していきます。※ここでは「いじめ防止対策委員会」と呼びます。

1 いじめ防止対策委員会

- いじめ防止対策委員会は、学校長(いじめ対策責任者)、教頭(いじめ対策担当者、校長不在時は責任者の役割を担う)、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭を中心に、専門的な知識を有する者の外部人材としてスクールカウンセラーなどを構成員として設置する。なお、構成員は実態等に応じて柔軟に対応する。

- ・定例のいじめ防止対策委員会は、毎月第3火曜日に開催する。
- ・いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員集会や職員会議等において教職員全体に周知、徹底させる。
- ・毎月の会議においては、いじめの認知のみならず、解消の件数や認知した個別の案件の対応状況についても確認し、会録を作成する。会議録は校長の決済を受けるようにする。

いじめ防止対策委員会

<構成員> 校長(いじめ対策責任者) 教頭(いじめ対策担当者)

学級担任 担任外(教務主任・保健主事等) 養護教諭 特別支援教育コーディネーター

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

保護者代表(PTA 会長)

*即時出席可能な構成員のみで会議を開催(定例の会議・集会等で再度確認)

*必要に応じ 弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等

2 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるなど、特に迅速かつ慎重な対応が求められる「重大事態」があります。本校では、重大事態あるいはその疑いが生じた場合、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、以下の通り厳正に対処します。

2-1 重大事態の定義

以下のいずれかに該当する場合は、「重大事態」として対応します。

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(例) 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、深刻な精神疾患を発症した場合など。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(例) いじめが要因となって、年間 30 日を目安として不登校状態になっている、あるいはそれに近い状態であると疑われる場合。

2-2 重大事態発生時（疑いを含む）の対応

重大事態が発生した、あるいはその疑いがあると判断した場合は、学校単独で抱え込まず、直ちに後述するフローチャートに従い、以下の関係機関と連携した対応を行います。

- ・札幌市教育委員会への速やかな報告・共有
校長は事態を認知した時点で、直ちに札幌市教育委員会に報告し、事態の発生を共有するとともに、今後の対応方針について協議・連携します。
- ・調査組織の設置と事実関係の調査
学校に、あるいは教育委員会の指示の下で、事案の性質に応じて専門的知識を有する外部の専門家（弁護士、医師、警察官経験者、教育学者など）を加えた「重大事態調査組織」を速やかに設置し、客観的な事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・被害児童および保護者への説明と情報提供
被害児童の心身のケアと安全確保を最優先に行います。
調査によって明らかになった事実関係等について、適時・適切に情報提供や説明を行います。保護者の思いや要望にも寄り添い、丁寧な対応に努めます。
- ・調査結果の報告と再発防止
調査結果については、札幌市教育委員会へ速やかに報告します。また、その指導・助言のもと、事案の背景や課題を検証し、学校全体の再発防止に向けた具体的な取組を徹底します。

3 年間を通したいじめ防止指導計画について

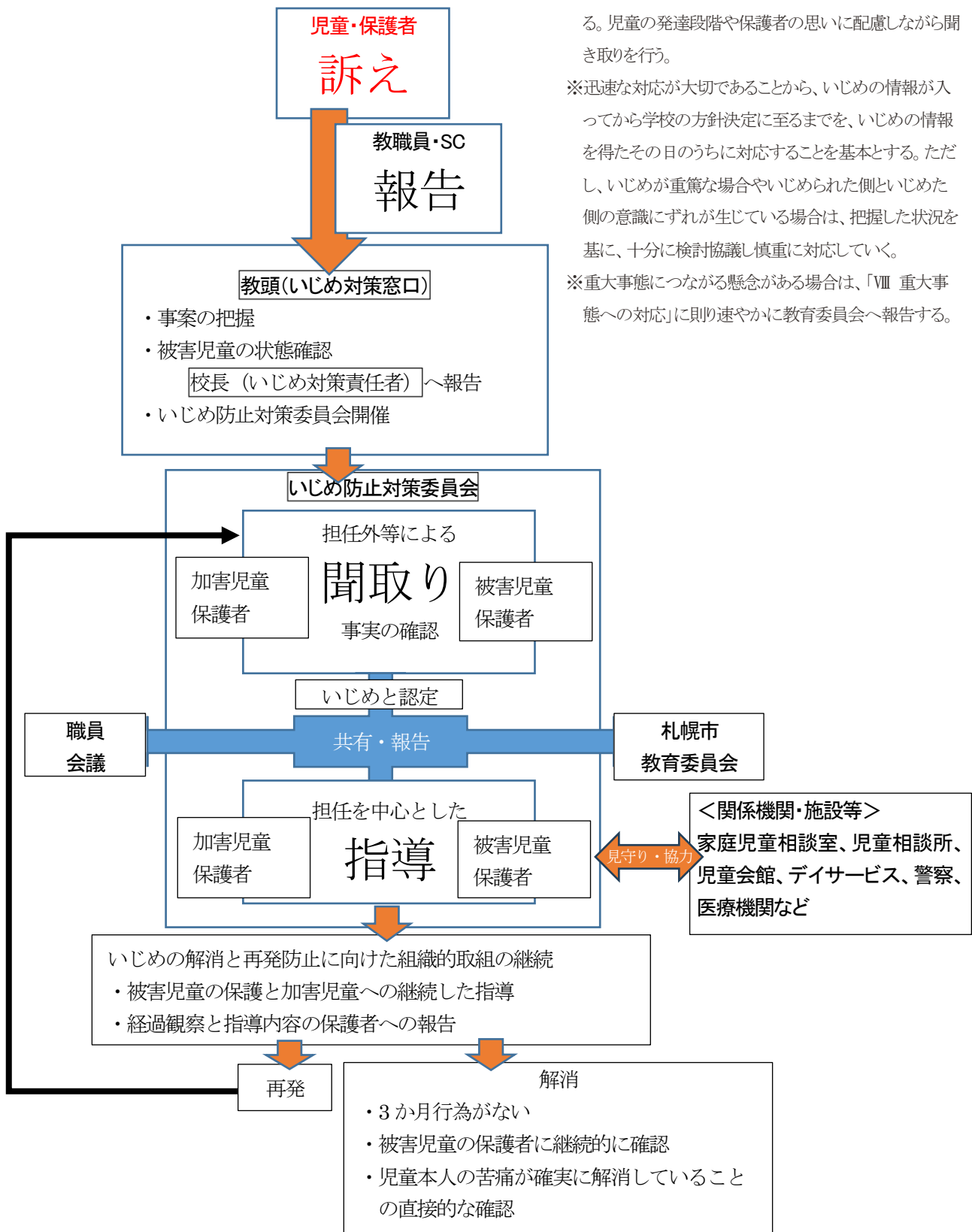
学校全体で計画的、組織的に取り組むため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいきます。また、計画を作成するにあたっては、教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することを大切にします。

<年間指導計画例>

	職員会議・集会等	防止対策	早期発見
4月 17日	※いじめ認知件数取りまとめ(報告) ■いじめ防止対策委員会 (毎月第3水曜日に定例開催) ・実態把握と指導計画 ・困りのある児童の日常的共有 ・事案発生時、即時委員会開催 ・学びの支援委員会	・学級・学年づくり ・懇談会等による保護者向け啓発 ・ネットモラルに関する授業	
5月 15日	■いじめ防止対策委員会		
6月 26日	■いじめ防止対策委員会 ・情報モラル研修 ・学びの支援委員会	・懇談会等による保護者向け啓発	
7月 24日	■いじめ防止対策委員会 ※いじめ認知件数取りまとめ(報告) ・学びの支援委員会	・個人懇談	・個人懇談 ■学校評価児童アンケートによる実態把握
8月 28日	■いじめ防止対策委員会 ○いじめや子ども理解に関する研修	・学級・学年づくり	・学期初めの聞き取り
9月 29日	■いじめ防止対策委員会 ・実態把握と指導計画		■いじめアンケート ・聞き取り
10月 27日	■いじめ防止対策委員会		
11月 13日	■いじめ防止対策委員会(いじめアンケートの結果とそれを受けた面談の内容等検討)		■いじめアンケート ・聞き取り
12月 25日	■いじめ防止対策委員会 ※いじめ認知件数取りまとめ(報告) ・学びの支援委員会	・個人懇談 ・懇談会等による保護者向け啓発	・個人懇談
1月 22日	■いじめ防止対策委員会 ※学校評価にて基本方針の評価・見直し ・学びの支援委員会	・学級・学年づくり	・学期初めの聞き取り
2月 26日	■いじめ防止対策委員会		■学校評価児童アンケートによる実態把握
3月 25日	■いじめ防止対策委員会 ※いじめ認知件数取りまとめ(報告) ※学校関係者評価委員会にて基本方針の改善案について検討 ・学びの支援委員会	・懇談会等による保護者向け啓発	

VII いじめが起こった場合の組織対応フロー

いじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会による対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組みます。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。児童の発達段階や保護者の思いに配慮しながら聞き取りを行う。

※迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況を基に、十分に検討協議し慎重に対応していく。

※重大事態につながる懸念がある場合は、「VIII 重大事態への対応」に則り速やかに教育委員会へ報告する。